



ひだまり便り

70号 (令和4年7月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区长沼町3番地
TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061
E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

想いをつなぐ相続 ～遺言書の活用～ Ⅱ

—大切な財産をわが子のためにしっかりと承継したい！！— ひだまり理事 田代常光

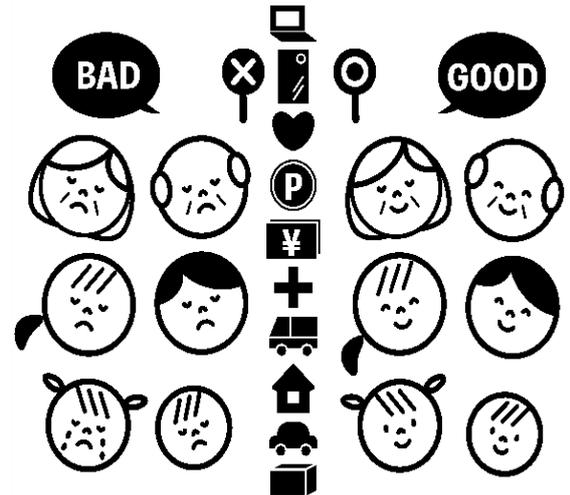
先月6月号では、遺言とは何か、遺言書作成のメリットは何かなどについて簡潔にまとめてみました。今月は、いよいよ実際に自筆証書遺言を作成し、その遺言書を法務局で保管するための諸手続きなどについてできるだけ具体的にわかりやすくお話していきたいと思ひます。

障害児者のわが子のための財産管理や財産分与の手法として「自筆証書遺言」の活用を是非一度真摯に考えてみていただきたいと思ひます！

①遺言書作成のポイント

- ① 財産の全体像を把握し未解決事項が無いかしっかり確認する。
 - ・全財産をリストアップします。
 - ・権利関係・所有形態に問題がないかの確認、時価額や相続税額の概算も把握しておきましょう。
- ② 「争族の種」とならないように財産配分を考慮しましょう。
 - ・相続人全員への配慮バランスを図ることも大事です。
 - ・遺留分に極力配慮した分割割合・配分となるよう考えましょう。
- ③ 遺言執行者を誰にするか？前もって指定しておきたいですね。
- ④ 「付言事項」で伝えたい心を書き遺す。

*付言事項は、法的な効力はありませんが、遺言者の心情を遺族にありのままに伝えるとても有効な手段であり、充分推敲して書き記しておきたいものです。



②自筆証書遺言の見直し・活用について<相続法の改正>

① 自筆証書遺言の方式緩和(2019年1月13日施行)

それまで自筆証書遺言はすべてを自筆で自書することが遺言書効力の基本でありましたが、法改正により遺言本文は自書、財産目録はパソコンでの作成や預金通帳・登録事項証明書のコピー等を添付することが認められることとなりました。(この改正により、自筆証書遺言がより身近に手軽に、簡潔に作成できるようになりました。)

②自筆証書遺言書の法務局での保管制度が創設(2020年7月10日施行)

所定の様式による自筆証書遺言を法務局(保管所)で保管できる制度が創設され、紛失や改ざん、滅失などの防止が可能になりました。また、法務局保管の自筆証書遺言は、裁判所の検認を受ける必要がなくなりました。



■ 自筆証書遺言の作成と法務局への管理申請 ■



自筆証書遺言作成の基本ルール

(民法で定められた要件)

- ① 遺言書の全文 ② 遺言書作成日
- ② 遺言者の氏名を遺言者本人が自書し
- ④ 押印する。

※印鑑は認印でOKですが実印をお勧めします

財産目録作成の方法

財産目録は、パソコンでの作成が可能となり、不動産の登記事項証明書や預金通帳のコピー等の資料を添付する方法で作成できる。

(必ずしも自書の必要はありません)

*目録すべてのページに署名・押印が必要です。

保管制度で必須となる遺言書の様式

法務局で自筆証書遺言を保管する場合は…

- ①遺言書・財産目録の用紙サイズは、すべてA4版を使用する。
- ②必ず所定の余白を確保すること。
(上部5mm、下部10mm、左20mm、右5mm)
・余白へのはみ出しは厳禁です。
(余白へ1文字でもはみ出している場合、書き直しです。)
- ③遺言書全文、財産目録とも片面にのみ記載する。
(両面への記載は認められていません。)
- ④各ページに、ページ番号・総ページ数を記載する。
(例:1/5、2/5、…、5/5)
<注>ページ番号も余白内に記載してはいけません。
- ⑤ホチキス等で綴じてはいけません。
(封筒への封入封緘はしないでください。不要です。)

■ 自筆証書遺言の保管申請手続き・流れ ■

① 遺言書を作成する

この機会に自筆証書遺言を考えてみたいと思われた方、是非一度ひだまり事務所にご連絡ください！お待ちしております!!



② 保管申請書を記入・作成する

- ・保管申請書の入手方法:パソコンからダウンロードするか法務局窓口で入手できます。
- ・申請書の記入項目、留意事項等については後報します。

③ 添付・持参書類を準備する

- ① 遺言書 ②保管申請書 ③住民票(本籍と戸籍筆頭者の記載あるもの)
- ④顔写真付き公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- ⑤手数料 3,900 円(収入印紙)

④ 法務局に保管申請手続きの予約をする

- ・保管申請手続きは完全予約制です。必ず予約が必要です。
- ・保管申請先の法務局は、遺言者の住所地を管轄する法務局が一般的です。
- ・予約方法は、法務局へ電話、または窓口で直接行います。

⑤ 法務局で保管手続きを行う

- ・保管所(法務局)に出向く際に同行者は同席できません。
- ・申請手続き完了後、保管証が発行されますので、必ず受領し、紛失しないように保管します。

令和4年度ひだまり通常総会(書面決議)を開催しました

NPO ひだまりは昨年度に引き続き書面決議にて通常総会を開催し、令和3年度事業報告、決算報告及び令和4年度事業計画案、予算案が賛成多数で承認されました。今年度も引き続き、コロナ禍の諸環境や社会状況を鑑み支援サービス活動に取り組みたいと考えております。

今後とも、ご支援ご協力のほど宜しくお願い致します。

